平成２２年（フ）第１４９号
広島県福山市神辺町字道上39番地　３―347、旧住所広島県福山市神辺町字道上30番地５
債務者　高木　　浩
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１５６号
広島県福山市御門町１丁目７番４―302号、旧住所広島県福山市瀬戸町大字地頭分1089番地１
債務者　多賀　直美
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１１５号
福島県いわき市常磐西郷町金山215番地
債務者　鈴木　康司
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第７６号
山口県周南市桜木２丁目６番27号
債務者　河村　　司
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第８０号
山口県下松市東豊井1462番地７
債務者　清水佐代子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第３７８号
熊本市八王寺町39番10号　フローレス八王子Ⅰ102号
債務者　河野　正勝
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４５２号
熊本市楠７丁目２番１号
債務者　泉　咲桜里（旧姓勇）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１８７号
熊本市月出６丁目４番４―302号
債務者　田代　隆司
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１２７０号
横浜市南区六ツ川３丁目64番地１　レオパレスパークヒルズ204
債務者　石村　崇雄
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９６号
神奈川県座間市入谷４丁目3000番地の５　第一サンハイツ202号
債務者　丸山　和子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４８号
長野県佐久市下越432番地１　コーポU―201号
債務者　永井　亜季
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第５４号
長野県佐久市小宮山320番地177
債務者　長尾　　穣
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第６４号
長野県小諸市御幸町２丁目８番７号
債務者　宮下　雄二
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第５５号
島根県簸川郡斐川町大字学頭1463番地２、前住所島根県簸川郡斐川町大字美南1528番地
債務者　黒田まり子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月９日午後１時10分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第２２８号
岡山市南区浜野３丁目19番24号　石井ハイツA105号
債務者　吉村　英恵
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４３９号
神奈川県茅ヶ崎市浜見平８番４―501号
債務者　矢野ちづる
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部